

2019 年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

地方税法では、国民健康保険税は応能割と応益割から構成されることが原則となっています。市町村の賦課割合は平均して応能割が高くなっており、北本市においても平成30年度の医療給付費分、後期高齢者支援分の賦課割合は、応能割が高い状況です。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

市独自の保険税の軽減や減免については、国や県からの補助もないことから、保険税として被保険者が負担することになります。一人当たり医療費の増加が見込まれる中、新たな負担増を強いることになりかねません。これらのことから、子どもの保険税均等割負担の廃止については難しい状況です。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

平成30年度の国保制度改革により、県の国民健康保険運営方針では国保財政の健全化を図るため、赤字を解消する必要があることを規定しています。

赤字の定義は決算補填等目的の法定外一般会計繰入金と繰上充用金の増加額の合計額とされています。北本市においてもこの方針に基づき、保険税の収納率向上、健康づくりや重症化予防による医療費適正化への取組、適正な保険税の設定により赤字の解消を図り、一般会計からの法定外繰入れは行わない予定です。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5%です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

低所得者世帯の保険税については、世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額の合計額が基準以下のときは、所得の額に応じて均等割と平等割が軽減される等の法定減免制度は実施しており、今後も引き続き実施してまいります。

② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

国保税の減免につきましては、北本市国民健康保険税条例第 25 条に規定しております。減免の相談があった際には、被保険者個々の事情を伺い、精査して対応してまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療のためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

医療費負担の減免制度については、医療費の一部負担金の減免と徴収猶予を国基準どおりに実施しており、今後も引き続き実施してまいります。

② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請内容を精査するため、添付していただく書類が多くなる場合もありますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

納付が困難な場合は、納付が困難であることがわかるものを準備し、ご相談いただければ、分割納付や減免等についてご説明し、状況によっては関係課へご案内いたします。

また、月に2回、夜間の納税相談を実施し、より多くの方に納税相談を受けていただく機会を確保しておりますので、滞納を放置せずご相談いただきますようお願いいたします。

- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

給与や年金につきましては、差押え禁止や可能な範囲のルールに基づきまして差押えを行っております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

本市では、納税相談を受けている方や納税誓約どおりに分割納付している方について、6か月に一度短期被保険者証を窓口にて交付している状況です。

- ② 窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証につきましては、納付交渉の機会を確保するため、原則として、窓口交付としております。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

本市では資格証明書は発行しておりません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

① 委員を公募制にしてください。

【回答】

国保運営協議会の委員については、被保険者の代表、保険医又は保険薬剤師の代表が各4人と被用者保険の代表3人の計15人で組織されていますが、被保険者の代表4人の内2人については、原則公募としています。

② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

市民の方からご意見、ご提言をいただき、国保運営に反映させていくことを目的として国保運営協議会の委員の一部を公募としています。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

自己負担額は、受益者負担の原則の観点から、無料とすることは難しいものと考えておりますが、今後においても研究してまいります。

② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

本市では、血液検査の腎機能検査のうち血清クレアチニンと尿酸を追加して実施しています。健診項目の充実につきましては、今後も研究してまいります。また、実施期間の延長につきましても研究してまいります。

③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

市民の健康づくりと保健予防を図ることは、大変重要なことと認識しております。このことを踏まえて、市民からの要望に応えられるよう人事担当部局との調整に努めたいと考えております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

担当職員に対し、機会あるごとに指導及び注意喚起を行い、適切かつ厳重に管理し

てまいります。

2、 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

北本市では資格証明書の発行はしておりません。

短期証については滞納者など基準に該当する方に一律に送付せず、個々の状況を判断しております。R1.5.1 現在発行者は1名です。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

本市でも7月から埼玉県コバトン健康マイレージを実施します。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

市が実施しているがん検診、成人歯科健診について、行政サービスを受ける方の受益となることから受診されない市民との公平性を確保するために、受益者負担をお願いしておりますので、引続きご理解願います。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、 地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

概ね見込んだ事業費の範囲で推移していますので、今後も介護保険事業計画に位置付けた見込額や地域支援事業交付金の上限額にも留意し、地域支援事業を推進します。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

当市では、生活支援体制整備事業を通じ、生活支援コーディネーターを中心に、順次、生活支援サービス等の担い手の発掘や養成を行っており、昨年度は、「地域を支える大人塾」を開催したところ、参加者35人のうち13人が各種ボランティア等への登録につながりました。

また、埼玉県の補助金を活用したアクティブシニアの社会参加支援事業を実施して、元気な高齢者に地域活動やNPO団体の活動、介護現場の担い手となってもらうことを目的とする各種セミナー等を開催しています。セミナー等の受講後、生活支援サービスの担い手として8人が事業所に登録しました。

B類型の実施につきましては、担い手の確保等の課題がございますので、引き続き、より多くの元気な高齢者等の社会参加を促しながら、既存の地域資源を活かしつつ、地域で支える仕組みづくりを図っていきます。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】

当市では、平成28年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）へ移行いたしました。総合事業のうち「介護予防・生活支援サービス事業」の実施にあたっては、利用者のニーズなどを踏まえ、適切な介護予防アセスメントに基づいたサービスの提供を継続するとともに、「現行相当サービス」につきましても、昨年度と同様に事業を継続いたします。

また、緩和した基準によるサービスとして、通所型サービスA及び訪問型サービスAにつきましても、事業を開始する事業所が徐々に増えているところです。一方で、通所型サービスにつきましては、利用者に結びついていない現状があります。このため、介護認定の更新時に、要支援者の状況をみながら、緩和した基準によるサービスの利用も勧めてまいります。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

北本市高齢者福祉計画2018・第7期介護保険事業計画において、自立支援・重度化防止に向けた取組を位置付けており、具体的な取組みの1つとして、イキイキとまちゃん体操の通いの場を市内で広め、いきいきと元気な高齢者の増やすための取組を進めております。

今後も、本計画に基づき、総合事業を進めていくとともに、生活支援体制整備事業やアクティブシニア社会参加支援事業を実施し、担い手を増やし、在宅での生活支援体制の構築を図ってまいります。

(2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

認知症の方への支援については、平成30年度から新たに認知症初期集中支援チームを設置し、早期発見・早期対応を図っております。また、認知症の方の家族等の支援として、オレンジサロンを引き続き開催するとともに、認知症ケア相談室を併設し、認知症の家族の方の支援にも努めてまいります。

(3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

定期巡回24時間サービスは、1事業者がサービスを提供しております。更なる利用のニーズはありますが、事業者側のスタッフ確保が課題となっているとのことです。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

介護労働者の人手不足につきましては、国において介護報酬加算を含めて検討していることと考えます。

また必要に応じて国・県へ要望等を伝えてまいります。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

現在のところ、当市で指定している介護事業所について、技能実習制度を活用している事業所はありません。

- (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

様々なハラスメントについては、介護労働現場のみならず他の労働現場でも起こり得ることであり、事業所としての管理に関する問題であり、労働基準監督署等別の所管庁の監督権限であると考えます。

なお、指定基準にかかる相談があった場合については、引き続き適切に対応してまいります。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

第5期介護保険事業計画に基づき210床を整備し、また第6期介護保険事業計画の協議により平成32年に1施設（100人）を整備する予定です。

第7期では空床もあることから、整備する予定はございません。第8期の計画策定に併せて、今後の整備方針を検討してまいります。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

特別養護老人ホーム等入所待機者が長く待機することがないように、適切な整備について、必要に応じて、国、県に要望します。なお低所得者への財政的措置については、別途実施しているところです。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

特別養護老人ホームへの特例入所については、特例入所での入所希望者からの申し込みを受け付けた際に、市に申し込みがあった旨報告を求めており、その入所希望者の状況等をヒアリングし入所判断にあたっての方針を確認しているところです。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。

【回答】

昨年度は、9,393千円の交付決定を受け、自立支援・重度化防止等に活用いたしました。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。

【回答】

令和元年6月4日付けで国が照会した当該年度における当該交付金に係る評価指標の該当状況調査に回答したところで、7月に交付額の内示が出る予定で、自立支援・重度化防止等に活用する予定です。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

国が示すQ&A等に基づき、適正な評価を実施いたします。

7、介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

保険給付費に対する市負担割合については、国により定められているところです。介護保険制度の主旨にのっとり、介護保険料については、適切に利用者負担を見直してまいります。

なお、低所得者の保険料軽減については、下記のとおりです。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

低所得者への独自の保険料軽減については、消費税の10%引上げを機に、市一般財源からの繰入金及び低所得者軽減負担金を財源として、第1～第3段階の方について、保険料軽減を実施いたします。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

保険制度の適正・公平な運営のため、適切に滞納管理をしてまいります。

なお、上記のとおり低所得者への保険料軽減については、別途実施するところです。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】

自立支援・重度化防止のための取組みの1つとして、イキイキとまちゃん体操の通いの場の立ち上げに力をいれています。計画の進捗につきましては、計画に位置付けた目標を自己評価することによる進捗管理をしており、概ね目標を達成ができています。

給付総額が減少している自治体の取組を含め、先進事例を引き続き調査研究いたします。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

保険制度の適正・公平な運営を考慮し、適切に減免制度等について運用してまいります。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

地域包括支援センターが受ける昨年度の年間相談件数 12,943 件のうち、高齢者虐待に係るものは23件ありました。高齢者虐待につきましては、市や関係者と連携した対応をしており、引き続き、連携を密にした対応を図ってまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

令和2年度に鴻巣市との共同設置に向け、鴻巣市、基幹相談支援センター受託予定事業者と協議しているところです。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

鴻巣市、北本市の委託事業として実施する予定です。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

面的な整備を行う予定ですが、緊急時の受入等、入所の機能を持つ施設は重要な役割を果たすと認識しています。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

最終的には自立支援協議会に諮り、決定する予定です。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH 併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

現行の制度では、グループホームの入居希望者を随時把握することは困難だと考えます。ニーズについては、障害福祉計画策定時のアンケート等で把握して行きたいと考えます。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

グループホームの増設を望む声が多いことから、平成 30 年度から市内にグループホームを誘致するための補助金を用意したところです。今後も民間事業者に設置を働き掛けていきます。

(3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・

90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど) 家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護の問題は重大な問題だと認識しております。地域生活支援拠点の整備や、関係課、関係機関との連携により対応を検討していきます。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる必要があります。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

本市では現在、年齢制限は導入しておりますが、所得制限や一部負担金は導入しておりません。今後も、市の財政状況等を考慮しながら制度の運営を考えていきます。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

本市では償還払い方式をとっております。まずは市内医療機関を対象とした現物給付化について検討したいと考えます。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

本市における精神障害者保健福祉手帳2級の所持者は、1級の所持者の約9倍です。市の財政負担から制度の継続性を鑑みると、現在の状況では難しいものと考えます。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

本市では障害者生活サポート事業は実施済みです。

- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

本市の支出金額に対する埼玉県の補助上限額を鑑みると、これ以上の拡大は難しい状況です。

- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

(2)の回答と同様に利用料の軽減は難しい状況です。

- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

近隣自治体とも協議しながら機会を捉えて要望したいと考えます。

5、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

現在のところ所得制限や年齢制限を導入する予定はありません。

- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

近隣自治体とも協議しながら機会を捉えて要望したいと考えます。

6、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

現在、ご要望のとおり、家族がいてもご希望の方は名簿に追加しています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所は、民間事業者と連携し、開設、運営することから、即日開設は困難であり、直接福祉避難所に避難していただくことは難しい状況となっています。

- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

災害時には、災害対策業務が急増することから、避難所での配布が原則となります。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

北本市避難行動要支援者避難支援全体計画では、「災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると市長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。」とされており、被災状況により名簿を提供する場合があります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成31年4月時点の待機児童は0人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日時点における受け入れ数は次のとおりです。

0歳児：45人、1歳児：144人、2歳児：162人

3歳児：145人、4歳児：182人、5歳児：161人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

公立保育所の整備については、市において必要となる保育提供量や市の財政負担等を総合的に考慮し、既存の保育施設を最大限に活用したうえで、必要な場合において施設整備を検討してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

支援が必要な児童については、個々の児童の状況を踏まえて、保育の利用に支障が生じないように努めてまいります。

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

現状では具体的な計画は予定されておりません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇については国や県の制度を活用し、改善に努めてまいります。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

- (1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

無償化により負担が増える世帯が生じないように検討いたしてまいります。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

保育において問題が生じないように確認しながら進めてまいります。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】

保育所の統廃合や保育の市場化は予定されておりません。
育児休業を取得する場合でも、継続して保育を利用できることとしております。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

運営状況を踏まえながら、対応してまいります。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

国や県の制度をできる限り活用し、改善に努めております。

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

機会を捉えて、働きかけを行ってまいります。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

平成30年10月1日より、子ども医療費助成の対象の年齢を18歳まで拡大しました。

- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

これまでも国や県に要望を行ってまいりましたが、今後も引き続き機会をとらえ、要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

- (1) 「しおり」には、①憲法第 25 条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則 14 日以内、長くとも 30 日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

「保護のしおり」は、生活保護の相談に見える方々に対して、生活保護制度の概要を説明するための冊子です。本市では、福祉課生活保護担当の窓口で配布しております。「保護のしおり」は、生活保護制度に関する多くの情報の中から取捨選択し、限られたスペースである小冊子に掲載いたしますので、どのような情報を掲載するのが最も要保護者にとって望ましいのか様々な御意見があるかと存じます。本市の「保護のしおり」は、埼玉県が作成した「保護のしおり」を準用する形で作成しております。

- (2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活保護制度に対する誤解や偏見が生じないように、また保護が必要な人に対して制度がきちんと伝わり利用いただけますよう、これからも正確な制度の周知に努めてまいりますと存じます。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒

否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

本市では、いわゆる水際作戦と疑われるような要保護者の申請権を侵害するような行為は行っておりません。制度の説明後には、申請の意思を確認し、申請意思のある方に対しては、申請書の交付、受理をしています。

3、 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

本市の「保護決定・変更通知書」は、厚生労働省社会・援護局長から示された「生活保護法施行細則準則」に基づいて様式を定めております。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増しています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

ケースワーカーについては、厚労省が示す標準数を配置していますが、1人のケースワーカーが担当する世帯数については同規模自治体と比べて多く、業務の負担は年々重くなっているのが現状です。職員のスキルについては、OJT、OFF-JTを積極的に行うことにより、引き続き資質向上に努めてまいります。

5、 埼玉県の外法援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

本市では、ケースワーカーと査察指導員が複数で支給対象者を確認して周知し、支給漏れのないよう徹底しています。

6、 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41・1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

生活保護制度について、本市から直接国に要望する機会はなく、本市の監査の際に県担当部署に要望事項を提出しているのが現状です。冷房器具の助成等も含めまして、国民が憲法第25条に定める健康で文化的な最低限度の生活が営めるよう、これからも必要な要望を県に届けてまいります。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室通知「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」に基づき、関係行政各部署と連携して地域の生活困窮者の支援を図ってまいります。